

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
引上額	25円	30円	16円	13円	19円	19円	19円	25円	26円	27円
時間額	791円	821円	837円	850円	869円	888円	907円	932円	958円	985円

**東京都の最賃27円引き上げ
時間額985円に改正**

東京労働局長は、東京都最低賃金を27円引き上げ、時間額985円に改正することを決定し、10月1日に発効した。東京都最低賃金の改正については、7月4日、東京労働局長が東京地方最低賃金審議会に諮問を行い、同審議会が8月6日、現行の時間額958円を27円引き上げて985円(引上率2.82%)に改正することが適当であるとの答申を行った。これを受けて、東京労働局長は所要の手続きを経て改正

最低賃金、確認した?
東京都最低賃金
985円 時間額
平成30年10月1日から
~東京で働く全ての労働者に東京都最低賃金が適用されます~
最低賃金法により、使用者は、効力発生日以降の労働に対して最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならない。
○最低賃金に関するお問い合わせ
東京労働局賃金課(TEL03-3512-1614)
または最寄りの労働基準監督署へ
○業務改善助成金等のご相談
東京働き方改革推進支援センターへ
TEL0120-662-556

を決定し、8月31日に官報公示を行い、発効となった。ちなみに、近隣各県の最低賃金は、埼玉898円(引上額27円)、千葉895円(同27円)、神奈川983円(同27円)、山梨810円(同26円)への改正となった。東京都最低賃金は、都内の事業場で働くすべての労働者と使用者に対し、常用・臨時・パートタイマー・アルバイトなどの属性や性、国籍、年齢の区別なく適用され、最低賃金額以上の賃金を支払わない使用者は最低賃金法違反として罰則の対象となる。なお、以下の金額は最低賃金に算入されない。

- 1、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
 - 2、臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
 - 3、1カ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
 - 4、時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当
- 厚生労働省では、最低賃金引き上げの環境整備のため、「業務改善助成金」「キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)」「人材確保等支援

助成金(人事評価改善等助成コース、設備改善等支援コース)などの支援を実施。また、平成30年4月から東京労働局委託事業として「東京働き方改革推進支援センター」(電話0120-662-556)を開設し、専門家による相談対応(電話・メール・対面・訪問)や出張相談会・セミナーなどを開催している。

平成30年8月下旬〜12月中旬の動き

- 〔8月28日〕 都議会公明党 東京公友会 政経懇話会
- 〔9月3日〕 都議会自民党 立憲民主党・民主クラブ 平成31年度東京都予算に対するヒアリング
- 〔9月4日〕 第103回理事會
- 〔9月11日〕 太田あきひろ 2018政経セミナー
- 〔10月1日〕 平成31年度国家予算・税制改正等要望聴取會
- 〔11月6日〕 第104回理事會
- 〔11月26日〕 高島なおき 首都経済ゼミナール
- 〔11月28日〕 鈴木あきひろ 都政報告会2018
- 〔12月6日〕 自民党都連 東京政経フォーラム

「全国協会 会員専用特製カレンダー」を監修

あけまして、メンテナンスの未来です。

1) 会員企業の社名・ロゴマーク・電話番号・URL
2) 全国協会のロゴマーク
3) 「健康安全知識」「ビルメン実践 BCP 知識」
4) 毎日の業務などを塗りわけ

(公社)全国ビルメンテナンス協会では、このほど会員の意見などを参考にしながら、会員専用の特製2019年版「ビルメン・スペシャルカレンダー」を監修した。仕様はA3版リング綴じ13枚/フルカラーで、価格は980円(税別、10冊以上から受注)。暦のスペースがビルの形にデザインされ、スケジュールなどを書き込みやすいよう機能性を重視した。また、月替わりの「健康安全知識」「ビルメン実践BCP知識」が掲載されているのも大きな特徴。

厚生労働省 「労働安全衛生マネジメントシステム」をJIS化

厚生労働省は9月28日、労働安全衛生マネジメントシステムに関する日本工業規格(JIS)を制定したことを公表した。厚生労働省では、平成11年労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針(労働省告示第53号)を公表し、平成18年に改正(厚生労働省告示第113号)、企業の自主的な安全衛生管理の推進を図ってきた。新たな日本工業規格の制定は、3月に国際標準化機構が労働安全衛生マネジメントシステムに関する国際規格(ISO45001およびISO/IEC17021-10)を発行したことを踏まえたもの。新たな日本工業規格のうち、JISQ45001(労働安全衛生マネジメントシステム)は、最高裁においては、「定年後再雇用の正社員との賃金格差の労契法20条の違反性が争われた事件(長澤運輸事件)」と「正社員と契約社員間の待遇格差の労契法20条の違反性が争われた事件(ハマキョウレックス事件)」に対する判決があった。日本の労働法制は大きな転機を迎えるが、業界界ではどのような取り組み、対応が必要なのか。働き方改革実現会議構成員として法律の原案作成に携わった水町勇一郎氏にお越しいただき、働き方改革関連法と最高裁の判決についての解説と、実務面で留意すべきポイントについてお話しいただく。

【日時】平成30年11月27日(火)14時~16時半
【会場】ビルメンテナンス会館2階研修室
【受講料】無料
【講師】水町勇一郎氏(東京大学社会科学研究所教授)
※詳細・申込は、東京協会ホームページをご覧ください。

ビルメンテナンス会館の研修室・会議室ご利用案内

東京協会会員の方は、下記使用料の半額でご利用いただけます。研修会、会議、ビルメン商品説明会などに、ぜひご利用ください。

室名	m ² 数	定員	使用料				
			9時~12時	13時~17時	9時~17時	時間外1時間あたり	
B1 研修室	全室	174	72	22,200	29,600	59,200	7,400
	全室	304	200	43,500	58,000	116,000	14,500
2F 研修室	201	120	60	17,100	22,800	45,600	5,700
	202	152	80	21,600	28,800	57,600	7,200
3F 研修室	全室	304	200	43,500	58,000	116,000	14,500
	301	120	60	17,100	22,800	45,600	5,700
	302	152	80	21,600	28,800	57,600	7,200
4F 会議室	全室	204	70	29,100	38,800	77,600	9,700
	401	63	20	9,000	12,000	24,000	3,000
	402	63	20	9,000	12,000	24,000	3,000
	403	78	30	9,000	12,000	24,000	3,000

■機器使用料(オプション) 使用料

プロジェクター	5,000
清掃資機材	8,000
警備資機材	10,000
清掃研修タオル使用	5,000
高圧・特別高圧電気受変電盤	30,000
マイク等上記以外の設備	使用料に含む

■申込方法
①事前にお電話にて利用日の空室状況をご確認下さい。
②空きが確認できましたら予約する旨を口頭でお申し出いただき、所定の申込用紙をFAXでご送付いたしますので、ご記入のうえ折返しFAXでご送付下さい。お電話だけの予約は行っておりません。
③ご都合によりキャンセルされる場合でもキャンセル料は不要です。

■ご予約・問い合わせ先
事務局管理課 高橋まで
【電話】03-3805-7555
【FAX】03-3805-7550